



ミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

〒124-0012

東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル

TEL : 03-3694-6091 FAX : 03-3691-6680

パート・アルバイトの社会保険適用を段階的に拡大

厚生労働省は、法律改正によるパート・アルバイトへの社会保険の適用拡大について、従業員数500人以下の事業主を対象に周知を図っています。

現在は、従業員数501人以上の企業で働くパート・アルバイトが社会保険の適用となっていますが、令和4年10月からは従業員数101人以上～500人の企業に適用、令和6年10月からは従業員数51人以上～100人の企業に適用と、段階的に拡充されます。

従業者数とは、「フルタイムの従業者数」に「週の所定労働時間がフルタイム従業者の3/4以上である従業者数」を加えた合計数です。これに伴い、一部の企業に勤務するパート・アルバイトの社会保険の加入が義務化され、当該企業の社会保険料の負担が変わります。

新たな加入対象者は、パート・アルバイトのうち、1) 週の所定労働時間が20時間以上、2) 月額賃金が8.8万円以上、3) 2ヵ月以上の雇用の見込みがある、4) 学生でない、の全てを満たす者です。1) は、契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含まれませんが、契約上20時間に満たない場合でも、実労働時間が2ヵ月連続で20時間以上となり、なお引き続きと見込まれる場合には、3ヵ月目から社会保険に加入となります。

社会保険適用の拡大は、早くとも来年からですが、該当する企業は、上記を参考に社内の加入対象者を把握して周知するなど社内準備が必要になります。

厚生労働省では、新たに加入対象となるパートやアルバイトに、法律改正の内容が確実に伝わるように、社内インフラやメール等を活用して周知に努め、必要に応じて説明会や個人面談をすることを勧め、個人面談では、新たな加入対象者であることや社会保険の加入メリットを伝えることが大切と案内しています。

具体的には、パートやアルバイトが社会保険（厚生年金・健康保険）に加入することにより、該当の企業は社会保険料の負担が変わりますが、パート・アルバイトの保障が充実することになります。年金が1階（基礎年金部分）に加えて2階（報酬比例部分）も上乘せされ、一生涯受け取れるなど老後・障害・死亡の3つの保障が充実しますし、また、医療保険は、もしも病気で休職した場合は傷病手当金として給与の2/3相当が支給される、出産する際には出産休暇の期間中に出産手当金として給与の2/3相当が支給される等、保障が充実するとしています。

* 詳細はこちらからご確認いただけます。

「社会保険適用拡大ガイドブック」（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/pdf/guidebook_jigyonushi_a4.pdf